

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和5年 7月 24日

長野県知事 様

提出者

住所 三重県松阪市中央町306番地の1

(法人にあつては、主たる事業所の所在地)

氏名 株式会社 北村組
取締役社長 北村 浩文

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0598-51-3800

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第55条第1項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社 北村組
事業場の所在地	三重県松阪市中央町306番地の1
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	06 総合工事業
②事業の規模	元請完成工事高 163億
③従業員数	124名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙のとおり

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（2022年度）実績】 「別紙のとおり」		
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず
	排出量	616.78 t	10.92 t
	(これまでに実施した取組) がれき類に関しては、中間処理業者（最終再生砕石等に処理する）を選定し、コンクリートの砕石再利用に取り組んだ。また、木くずの処理も再生利用業者を選定した。その結果、がれき類、木くずともに再生率100%を達成した。		
②計画	【目標】 「別紙のとおり」		
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず
	排出量	50 t	5 t
	(今後実施する予定の取組) ・引き続き、上記の取組を継続して行っていく。 ・電子マニフェストサポートシステムを新たに導入することで、より効率的なマニフェストの集計・分析を行い自社廃棄物に対する社員の意識向上と有効な環境対策の構築に役立てる。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) がれき類、木くずともに、再生率100%を達成できた。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・各種産業廃棄物を引き続き分別処理していく。 ・混載率の削減に努める。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（2022年度）実績】 「別紙のとおり」	
	産業廃棄物の種類	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t t
	(これまでに実施した取組) 実施していない。	
②計画	【目標】 「別紙のとおり」	
	産業廃棄物の種類	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t t
	(今後実施する予定の取組) 実施していない。	

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（2022年度）実績】 「別紙のとおり」	
	産業廃棄物の種類	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t t
(これまでに実施した取組) 実施していない。		
②計画	【目標】 「別紙のとおり」	
	産業廃棄物の種類	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t t
(今後実施する予定の取組) 実施していない。		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（2022年度）実績】 「別紙のとおり」	
	産業廃棄物の種類	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t t
	(これまでに実施した取組) 実施していない。	
②計画	【目標】 「別紙のとおり」	
	産業廃棄物の種類	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t t
	(今後実施する予定の取組) 実施していない。	

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（2022年度）実績】 「別紙のとおり」	
	産業廃棄物の種類	がれき類 木くず
	全処理委託量	616.78 t 10.92 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t 0 t
	再生利用業者への処理委託量	616.78 t 10.92 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t 0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t 0 t
	(これまでに実施した取組) 例年通り、がれき類に関しては中間処理業者を事前に選定する（再生率100%で再生砕石等に処理を行う業者）ことで、コンクリート砕石・アスコンガラ等の再生利用推進に努めることができた。また、社員の意識向上により木くずも全て再生することができた。	

②計画	【目標】 「別紙のとおり」		
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず
	全処理委託量	50.00 t	5.00 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	50.00 t	5.00 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・電子マニフェストサポートシステム導入により委託契約作業の効率化や、行政報告業務の効率化を図る。 ・委託契約の電子化により、契約段階で細やかな分類に努めるよう担当者が現場へ発進する。それにより混載契約を削減し、分別処理推進に努める。 ・電子マニフェストサポートシステム加入業者を積極的に選定する事で紙マニフェストの削減及び、現場員・事務員双方の業務効率化により詳細なマニフェスト作成に努める。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が500トン以上1,000トン未満の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

2023年度産業廃棄物処理計画書（産業廃棄物の実績及び計画の量）

単位:t

実績:前年度産業廃棄物排出量
計画:当年度産業廃棄物排出量の目標値

産業廃棄物の種類	総排出量	自ら再生利用を行った(行う)量		自ら行う中間処理				自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った(行う)量	処理の委託													
		自ら直接再生利用した量等を含めた事業場における産業廃棄物の合計量		自ら直接再生利用する量と自ら中間処理を行った後に再生利用する量		自ら熱回収を行った(行う)量			自ら中間処理により減量した(する)量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量			
		①		②+⑧		⑤			⑦		③+⑨		⑩		⑪		⑫		⑬		⑭	
		実績	計画	実績	計画	実績	計画		実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画
法律	1 燃え殻																					
	2 汚泥																					
	3 廃油																					
	4 廃酸																					
	5 廃アルカリ																					
	6 廃プラスチック類																					
政令	1 紙くず																					
	2 木くず	10.92	5.00								10.92	5.00			10.92	5.00						
	3 繊維くず																					
	4 動植物性残さ																					
	5 ゴムくず																					
	6 金属くず																					
	7 ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず																					
	8 鋳さい																					
	9 がれき類	616.78	50.00								616.78	50.00			616.78	50.00						
	10 家畜ふん尿																					
	11 家畜の死体																					
	12 動物系固形不要物																					
	13 ばいじん																					
	14 処分するために処理したもの																					
合計	627.70	55.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	627.70	55.00	0.00	0.00	627.70	55.00	0.00	0.00	0.00	0.00		

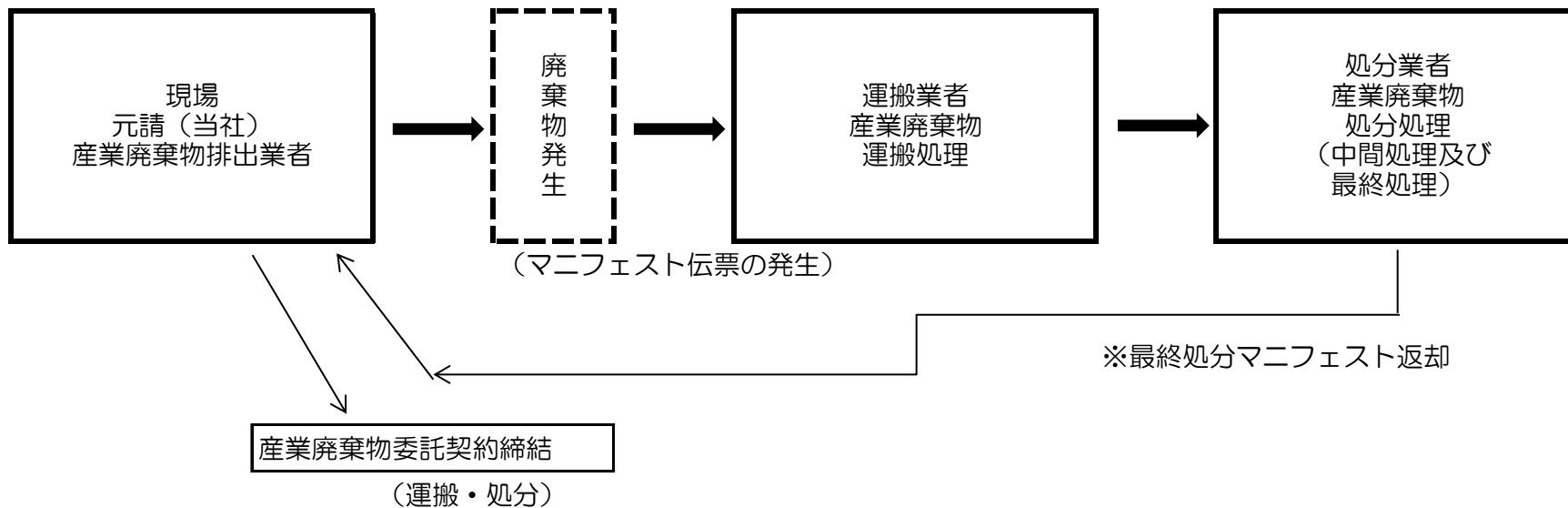
※ 総排出量=自ら再生利用を行った(行う)量+自ら中間処理により減量した(する)量+自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った(行う)量+全処理委託量

【記載方法】

- ・各産業廃棄物の種類ごとに該当の箇所の左に前年度の実績(現状)を右に本年度の目標(計画)の産業廃棄物の量を記載してください。
- ・「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入し、右欄にそれぞれの内訳を記載してください。
- ・「自ら再生利用を行った(行う)量」の欄は、自ら直接再生利用した量と自ら中間処理した後再生利用した量を記載してください。
- ・「自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った(行う)量」は、自ら直接埋立処分又は海洋投入処分した量と自ら中間処理した後自ら埋立処分又は海洋投入処分をした量を記載してください。

産業廃棄物業務 工程表

別紙1



本社 廃棄物に関する管理体制

